

青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
 条例（平成二十六年青森市条例第三十一号）の一部改正

【第二条関係】

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(放課後児童支援員等)</p> <p>第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から三十六月を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定しているものを含む。）でなければならない。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）</u></p> <p>六～十 [略]</p> <p>4・5 [略]</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>この条例は、令和三年四月一日から施行する。</u></p>	<p>(放課後児童支援員等)</p> <p>第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当するものであって、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から三十六月を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定しているものを含む。）でなければならない。</p> <p>一～四 [略]</p> <p>五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <hr/> <hr/> <hr/></p> <p>六～十 [略]</p> <p>4・5 [略]</p>